

所得税及び復興特別所得税 消費税・贈与税の申告受付



とき 2月16日(月)～3月16日(月)
ところ 市民会館 3階大会議室

問合せ：大垣税務署 (☎78-4101 自動音声案内 2番を選択)

大垣税務署は、所得税及び復興特別所得税・消費税・贈与税の申告受付を次のとおり行います。

***とき**／2月16日(月)～3月16日(月)の**平日** 午前9時～午後5時 ※申告書の作成には時間を要しますので、午後4時までにお越しください

***ところ**／市民会館 3階大会議室 ※期間中、税務署には申告会場を設けていません

***持ち物**／源泉徴収票(原本)、社会保険料・生命保険料・地震保険料控除などに必要な書類(保険料の証明書など)、医療費控除に必要な書類(医療費支払領収書・補てん金額が分かる書類など)、申告者本人名義の口座番号が分かるもの、印鑑、筆記具、電卓など



所得税の還付申告は 大垣税務署で受付中

平成26年分の所得税及び復興特別所得税の還付申告は、1月から大垣税務署で受け付けています。

確定申告書を 郵送で提出する場合

申告者の住所・氏名・電話番号・生年月日を必ず記入し、押印のうえ、郵送してください。

控えに税務署の收受日付印が必要な人は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

***郵送先**／大垣税務署(〒503-8556 丸の内2-30)

ご利用ください!! 国税庁ホームページ

所得税及び復興特別所得税・消費税・贈与税の申告書の様式は、国税庁のホームページからダウンロードできます。

また、同ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の指示に従い必要項目を入力することで、確定申告書を作成・印刷することができます。

さらに、e-Tax(国税電子申告・納税システム)を利用すれば、インターネットを通じて申告ができます。



償却資産の申告は 2月2日まで

償却資産(構築物・機械・器具備品・自動車税や軽自動車税が課税されていない大型特殊自動車など)の申告は、お済みですか?



償却資産は固定資産税の課税対象となります。平成27年1月1日現在、市内で償却資産を所有する会社・工場・商店などを経営している事業主やアパート・駐車場などを貸し付けている人は、2月2日までに申告をしてください。

***申告方法**／申告書・明細書に必要事項を記入し、課税課償却資産グループへ ※eLTAX(地方税ポータルシステム)を利用すれば、インターネットを通じて申告可

***問合せ**／同グループ(☎47-8158)へ

住宅借入金等 特別控除説明会

***対象**／返済期間10年以上の借入金で住宅を新築・購入し、平成26年中に入居した人 ※認定長期優良住宅の場合は、借入金を利用していない人も含む

***とき**／2月12日(木) 13日(金) 午前9時15分～11時30分、午後1時～4時

***ところ**／市民会館 3階大会議室

***持ち物**／源泉徴収票(原本)、住民票の写し、土地・家屋の登記事項証明書などの書類、契約書など取得金額が分かる書類の写し、住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書、申告者本人名義の口座番号が分かるもの、印鑑、筆記具、電卓など ※認定長期優



良住宅の場合は、長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し、住宅用家屋証明書または認定長期優良住宅建築証明書も必要

***備考**／申告書の提出可。内容によっては控除を受けられない場合あり。住宅資金に係る贈与税の申告についても説明

税理士による 無料税務相談



***とき**／2月16日(月)～25日(水)の**平日** 午前9時30分～午後4時 ※受付は原則午後3時30分まで

***ところ**／イオンタウン大垣EAST棟 2階コミュニティホール(三塚町)

***内容**／税理士による所得税(譲渡所得を除く)と消費税についての無料相談

市・県民税の申告受付



ところ 2月16日(月)～3月16日(月)
とき 市役所 4階大会議室ほか

問合せ：課税課市民税グループ (☎47-8179)

市は、市・県民税の申告受付を次のとおり行います。

申告書は、「申告書の書き方」や前年の控えを参考に、ご自分で作成し、提出してください。

なお、所得税の確定申告をすれば市・県民税の申告は必要ありません。

***とき**／2月16日(月)～3月16日(月)の**平日** 午前8時30分～午後5時

***ところ**／市役所 4階大会議室 ※期間中、課税課には申告会場を設けていません

***持ち物**／源泉徴収票(原本)、社会保険料・生命保険料・地震保険料控除などに必要な書類(保険料の証明書など)、医療費控除に必要な書類(医療費支払領収書・補てん金額が分かる書類など)、印鑑、筆記具、電卓など

市・県民税の出張申告受付

とき	ところ
2/3(火)・4(水)	西部研修センター 1階 多目的ホール
2/5(木)・6(金)	中川地区センター 1階 多目的ホール
2/9(月)・10(火)	墨俣地域事務所 1階 大会議室
2/18(水)・19(木)	9:00 ? 16:00
2/24(火)・25(水)・26(木)・27(金)	
3/3(火)・4(水)・5(木)・6(金)	赤坂総合センター 3階 ホール
3/11(水)	上石津地域事務所 2階 2-1 会議室
	情報工房 5階 スイंकホール

市・県民税の申告書を郵送で提出する場合

申告書は郵送でも提出することができます。申告者の住所・氏名・電話番号・生年月日を必ず記入し、押印のうえ、下記まで郵送してください。

***郵送先**／大垣市役所課税課(〒503-8601 丸の内2-29)

